

## 兵庫医科大学共用カンファレンスルーム等使用要領

### (目的)

第1条 この要領は、臨床教育統括センター内に設置している共用カンファレンスルーム及び講義室使用に関する事項を定め、円滑な管理運営を図ることを目的とする。

### (使用)

第2条 共用カンファレンスルーム及び講義室は次の場合に使用できる。

- 1 学校法人兵庫医科大学の教職員が使用する場合
- 2 兵庫医科大学の学生が使用する場合
- 3 学校法人兵庫医科大学の教職員が主催する学会・研修会等が使用する場合
- 4 学校法人兵庫医科大学連携病院の会会員病院が使用する場合
- 5 公共機関等が使用する場合
- 6 その他特に臨床教育統括センター長が認めた場合

### (使用可能日時)

第3条 共用カンファレンスルーム及び講義室は次の日時に使用可能とする。

- 1 月～金曜日（土曜日・日曜日・祝日、年末年始休日を除く。）の8時30分から21時
- 2 前号以外の日時に使用を希望する場合は、事前に臨床教育統括センターに相談のうえ、許可を得ることで使用可能とする
- 3 使用時間は、原則2時間以内とし、繰り返し予約は不可とする。2時間を超えて使用を希望する場合は、事前に臨床教育統括センターの許可を得ることで使用可能とする

### (使用申込)

第4条 共用カンファレンスルームを使用しようとする者は、事前にWEB予約しなければならない。

- ② 使用申込は原則先着順とする。

### (使用許可)

第5条 臨床教育統括センターからの予約完了メールをもって使用可能とする。

- ② 「シミュレーションセンター等優先予約取扱要領」に定める事項については、臨床教育統括センターとの最終確認を終えたうえで使用を許可する。
- ③ 前項に関わらず、臨床教育統括センターでの協議等により優先利用を許可する場合がある。

### (鍵の授受)

第6条 共用カンファレンスルームの鍵の授受は、使用日当日の8:30～17:00とする。

- ② 使用日が、土曜日・日曜日・祝日、年末年始休日の場合は、前日の業務日に鍵を授受する。
- ③ 使用終了が17:15以降になる場合や、業務日外になる場合の鍵の返却は、所定の返却ボックスへ返却する。

(使用料金)

第7条 共用カンファレンスルーム及び講義室の使用料金については、「臨床教育統括センターにおけるシミュレーションセンター等の使用に関する料金等の取扱い」に定める。

(遵守事項及び禁止事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 使用時間は厳守する
- 2 使用しないこととなった場合は、速やかにキャンセル処理を行うこと
- 3 使用後は、机、椅子、ホワイトボード等は原状復帰し、整理整頓及び消灯・施錠すること
- 4 シミュレータ等を用いての実技研修等は原則不可とする
- 5 安全・衛生上の観点から、患者の立ち入りは不可とする
- 6 業務時間外の学外者だけの利用は禁止とする
- 7 設備・備品・用具等の加工は禁止とする
- 8 火気の使用は禁止とする

(機器等の破損・故障・紛失)

第9条 機器等の破損・故障・紛失が生じた場合は、速やかに臨床教育センターに報告しなければならない。

② 使用者の不注意により機器等を破損した場合は、その実費を原則として当該使用者が弁済するものとする。

(事故時の責任)

第10条 使用中に事故が生じた責任の所在は、以下のとおりとする。

- 1) 個人使用の場合には、その使用者
- 2) 学部生指導中の場合には、指導教員及び学部生
- 3) セミナー等の場合には、その主催者(学外組織等含む。)

(事務)

第11条 この要領に関する事務は、病院事務部が行う。

(改廃)

第12条 この要領の改廃は、臨床教育統括センター内部会議の意見を聴いて、臨床教育統括センター長が行う。

附 則

この要領は、2023年8月22日から施行する。

附 則

この改正は、2024 年 4 月 1 日から施行する。(第 3 条・第 6 条関係)

附 則

この改正は、2024 年 6 月 5 日から施行する。(第 1・2・3・7 条関係)